



改正する条例、福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例、福島県民活動支援基金条例、福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県家庭用品品質表示法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県健康調査支援基金条例の一部を改正する条例、福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例、福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例、福島県給水施設等条例の一部を改正する条例、福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例、福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例、福島県工場立地法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県就農支援資金等貸付金特別会計条例、福島県家畜商免許関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物許可申請等手数料条例及び福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、福島県暴力団排除条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第二号

証明の事務に係る手数料の徴収に伴う関係条例の整備に関する条例

(福島県立看護師養成施設条例の一部改正)

第一条 福島県立看護師養成施設条例(昭和三十九年福島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(証明書交付手数料)

第七条 学院を卒業し、又は退学した者であつて、卒業証明書、成績証明書その他の

学院の修業に関する証明書(以下単に「証明書」という。)の交付を受けようとするものは、証明書交付手数料を納めなければならない。

2 証明書交付手数料の額は、証明書一通につき三百円とする。

3 証明書交付手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

4 既に納付された証明書交付手数料は、返還しない。

(福島県立総合衛生学院条例の一部改正)

第二条 福島県立総合衛生学院条例(昭和四十六年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(証明書交付手数料)

第七条 学院を卒業し、又は退学した者であつて、卒業証明書、成績証明書その他の学院の修業に関する証明書(以下単に「証明書」という。)の交付を受けようとするものは、証明書交付手数料を納めなければならない。

2 証明書交付手数料の額は、証明書一通につき三百円とする。

3 証明書交付手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

4 既に納付された証明書交付手数料は、返還しない。

(福島県不動産鑑定業者登録申請等手数料条例の一部改正)

第三条 福島県不動産鑑定業者登録申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「更新の登録の申請者」の下に「並びに同法第二十四条の規定に基づく登録に係る証明書の交付を受けようとする者」を加える。

第二条に次の一号を加える。

三 不動産鑑定業者登録証明書交付手数料 一通につき三百円

(福島県貸金業者登録申請等手数料条例の一部改正)

第四条 福島県貸金業者登録申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同条第二項」を、「同条第二項」に改め、「更新の申請者」の下に「及び同条第一項の規定に基づく登録に係る証明書の交付を受けようとする者」を加える。

第二条に次の一号を加える。

三 貸金業者登録証明書交付手数料 一通につき三百円

(福島県採石法関係手数料条例の一部改正)

第五条 福島県採石法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。

五 法第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験に係る合格証の再交付を受けようとする者 一件につき三百円

務管理者試験に係る合格証の再交付を受けようとする者

とする者

第一条の表三の項中「採石業務管理者試験」を「業務管理者試験」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第三十二条の四第一項第五号ロの規定に基づき認定に係る認定証の再交付を受けようとする者

一件につき三百円

（福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正）

第六条 福島県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中六の項を七の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 法第十六条第一項の宅地建物取引主任者資格試験（昭和六十二年十二月三十一日以前に行つたものに限る。）の合格証明書の交付を受けようとする者

一通につき三百円

百円」に改め、同表五の項中「一万七千円」を「一件につき一万七千円」に、「二万千円」を「一件につき一万千円」に改め、同表に次のように加える。

六 法第二十三条第一項又は第三項の規定に基づく登録に係る証明書の交付を受けようとする者

建築士事務所登録簿登 録証明書交付手数料 一通につき三百円

（福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の改正規定を次のように改める。

第一条の見出しを「（手数料）」に改め、同条の表二の項中「認定申請手数料」を「砂利採取業務主任者認定申請手数料」に改め、同表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。

五 法第十五条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証の再交付を受けようとする者

砂利採取業務主任者試験合格証再交付手数料 三百円

第一条の表三の項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第六条第一項第五号ロの規定に基づく認定に係る認定証の再交付を受けようとする者

砂利採取業務主任者認定証再交付手数料 三百円

第一条に次の二項を加える。

2 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

3 既に納付された手数料は、返還しない。

附則 附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に二項を加える部分を除く。）は、同年七月一日から施行する。

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行する。

（財政課）

福島県条例第三号

福島県証明事務手数料条例

(趣旨)

第一条 特定の者のためにする証明に係る事務の手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 次に掲げる事項に係る証明書の交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。

一 修了若しくは卒業又は成績に関する証明(在学中の生徒及び学生に対する証明を除く。)

二 資格又は履歴に関する証明(職員(職員であつた者を含む。))に対する証明を除く。)

三 法人又は法人の役員に関する証明

四 営業又は業務に関する証明

五 許可、認可、免許、承認、認証又は登録に関する証明

六 文書の受理に関する証明

七 土地、建物又は償却資産に関する証明

八 県の債権及び債務に関する証明

九 契約又は補助金その他交付金に関する証明

十 県税その他諸収入金に関する証明

十一 前各号に掲げる事項以外の事項であつて知事が定めるものに関する証明

(手数料の額)

第三条 前条に規定する手数料の額は、一通につき三百円とする。

(手数料の納付方法)

第四条 第二条に規定する手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の免除)

第五条 知事は、証明書の交付を受けようとする者が国若しくは地方公共団体又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である場合その他公益上特に必要があると認める場合は、第二条に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不返還)

第六条 既に納付された第二条に規定する手数料は、返還しない。

(過料)

第七条 詐欺その他不正の行為により第二条に規定する手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(財政課)

福島県条例第四号

福島県職員定数条例の一部を改正する条例

福島県職員定数条例(昭和三十六年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局の項中「五、五二二人」を「五、一六二人」に改め、同表合計の項中「五、六二五人」を「五、二六五人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 平成二十八年三月三十一日までの間は、改正後の福島県職員定数条例第二条第一項の表知事の事務部局の項中「五、一六二人」とあるのは「五、五二二人」と、同表合計の項中「五、二六五人」とあるのは「五、六二五人」とする。

(行政経営課)

福島県条例第五号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例(平成五年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とし、第九条の二を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の三を第九条とし、第八条の二を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「から五年」を「から十五年」に改め、同項第二号中「二千五百円」を「三万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第七号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十六号を削る。  
 第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文中「もの」を「派遣職員」に改め、「いう。」には「」の下に「、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内の割合」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に、「前項本文」を「同項」に改める。

第八条の見出し中「の種類」を削り、同条第一項中「派遣職員には」の下に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条第二項中「派遣職員の」を「前項に規定する派遣職員の」に、「前項」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年三月十八日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第十号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額の特例)  
 第一条 知事、副知事、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)に

において、特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第一百号。以下「特別職給与条例」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一 知事 百分の二十  
 二 副知事 百分の十五  
 三 病院事業管理者及び常勤の監査委員 百分の十

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

第三条 教育長の給料月額は、特例期間において、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)第一条の規定にかかわらず、同条の規定による教育委員会が知事と協議して定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定による教育委員会が知事と協議して定める額とする。

附 則  
 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
 2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第十一号)は、廃止する。

(人 事 課)

福島県条例第十一号

職員の給与の特例に関する条例(給料月額の特例)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「九号条例」という。)の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額の支給を受ける職員(以下「九号条例適用職員」という。)の給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定(以下「五十九号条例規定」という。))による給料を支給される職員にあつては、給料月額と五十九号条例規定による給料の額との合計額。以下同じ。)は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)におい

て、九号条例第三条から第四条の二まで及び第四条の四の規定（以下「九号条例規定」という。）並びに五十九号条例規定（以下「九号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、九号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、給料の特別調整額、九号条例適用職員期末手当基礎額（九号条例第十七条第二項に規定する期末手当基礎額をいう。以下同じ。）及び九号条例適用職員勤勉手当基礎額（九号条例第十七条の四第二項に規定する勤勉手当基礎額をいう。以下同じ。）の算出の基礎となる給料月額にあっては九号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては九号条例規定により支給されるべき額とする。

2 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「五十六号条例」という。）の適用を受ける職員のうち管理職手当の支給を受ける職員（以下「五十六号条例適用職員」という。）の給料月額（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十四号）附則第六項から第八項までの規定（以下「六十四号条例規定」という。）による給料を支給される職員にあっては、給料月額と六十四号条例規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、五十六号条例第四条から第五条の三までの規定（以下「五十六号条例規定」という。）及び六十四号条例規定（以下「五十六号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、五十六号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、管理職手当、五十六号条例適用職員期末手当基礎額（五十六号条例第九号の規定によりその例によることとされる九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び五十六号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料月額にあっては五十六号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては五十六号条例規定により支給されるべき額とする。

3 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号。以下「七十四号条例」という。）の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額の支給を受ける職員（以下「七十四号条例適用職員」という。）の給料月額（福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成十八年福島県企業局管理規程第二号）附則第六項から第八項までの規定（以下「企業局二号規程規定」という。）による給料を支給される職員にあっては、給料月額と企業局二号規程規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、七十四号条例に基づく福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第三号）（以下「企業局三号規程」という。）第二条の規定によりその例によることとされる九号条例規定（以下「企業局九号条例規定」という。）及び企業局二号規程規定（以下「七十四号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、七十四号条例適用職員給料規

定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の特別調整額、七十四号条例適用職員期末手当基礎額（企業局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び七十四号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料月額にあっては七十四号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては企業局九号条例規定により支給されるべき額とする。

4 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号。以下「九十九号条例」という。）の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額の支給を受ける職員（以下「九十九号条例適用職員」という。）の給料月額（福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成十八年福島県病院局管理規程第十号）附則第六項から第八項までの規定（以下「病院局十号規程規定」という。）による給料を支給される職員にあっては、給料月額と病院局十号規程規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、九十九号条例の規定に基づく福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成十六年福島県病院局管理規程第三号）（以下「病院局三号規程」という。）第二条の規定によりその例によることとされる九十九号条例規定（以下「病院局九号条例規定」という。）及び病院局十号規程規定（以下「九十九号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、九十九号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、給料の特別調整額、九十九号条例適用職員期末手当基礎額（病院局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料月額にあっては九十九号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては九十九号条例規定により支給されるべき額とする。

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「七十八号条例」という。）の適用を受ける職員のうち七十八号条例第五条第一項の表の適用を受ける職員で、その号給が三号給以上上位の号給であるものの給料月額（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十号。以下「六十号条例」という。）附則第二項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、七十八号条例第五条第一項から第四項までの規定（以下「七十八号条例規定」という。）及び六十号条例附則第二項の規定（以下「七十八号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、七十八号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、

七十八号条例適用職員期末手当基礎額（七十八号条例の適用を受ける職員の九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料月額にあっては七十八号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては七十八号条例規定により支給されるべき額とする。

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「八十五号条例」という。）の適用を受ける職員のうち八十五号条例第八号第一項の表の適用を受ける職員で、その号給が三号給以上上位の号給であるものの給料月額（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十二号。以下「六十二号条例」という。）附則第二項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、八十五号条例第八号第一項から第三項までの規定（以下「八十五号条例規定」という。）及び六十二号条例附則第二項の規定（以下「八十五号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、八十五号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、八十五号条例適用職員期末手当基礎額（八十五号条例の適用を受ける職員の九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料月額にあっては八十五号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては八十五号条例規定により支給されるべき額とする。

#### （給料の調整額の特例）

第二条 九号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、九号条例第七条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、九号条例適用職員期末手当基礎額、九号条例適用職員勤勉手当基礎額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、九号条例第七条の規定により支給されるべき額とする。

2 五十六号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、五十六号条例第六条の二の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、五十六号条例適用職員期末手当基礎額、五十六号条例適用職員勤勉手当基礎額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、五十六号条例第六条の二の規定により支給されるべき額とする。

3 九十九号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、病院局三号規程第五条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、九十九号条例適用職員期末手当基礎額、九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、病院局三号規程第五条の規定により支給されるべき額とする。

#### （給料の特別調整額等の特例）

第三条 九号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、九号条例第七条の二の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四号第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、九号条例第七条の二の規定により支給されるべき額とする。

一 職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号。次号において「規則」という。）第十一号の二第一項に規定する一種の区分に属する職員 百分の二十

二 規則第十一条の二第一項に規定する二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

2 五十六号条例適用職員の管理職手当の額は、特例期間において、五十六号条例第八号の七の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき管理職手当の額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

3 七十四号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、企業局三号規程第五条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

一 企業局三号規程別表第五の一種の区分に属する職員 百分の二十

二 企業局三号規程別表第五の二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

4 九十九号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、病院局三号規程第六条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

一 病院局三号規程別表第八の一種の区分に属する職員 百分の二十

二 病院局三号規程別表第八の二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

#### 附則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 職員の給与の特例に関する条例（平成二十年福島県条例第十五号）は、廃止する。

3 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に

係る給与について適用し、施行日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

4 当分の間、九号条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第一項の規定の適用については、同項中「並びに」とあるのは「並びに九号条例附則第七項の規定並びに」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額（特地勤務手当（九号条例第十一條の三の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額にあつては、九号条例規定及び五十九号条例規定により支給されるべき給料月額）から」と、「九号条例適用職員給料規定により」とあるのは「九号条例規定及び五十九号条例規定により」とする。

5 当分の間、五十六号条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第一条第二項の規定の適用については、同項中「という。」及び「とあるのは」とあるのは「給料月額（特地勤務手当（五十六号条例第八條の三の規定による手当を含む。）、へき地手当（五十六号条例第九條の五の規定による手当を含む。）、五十六号条例第六條、第七條及び第九條の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額にあつては、五十六号条例規定及び六十四号条例規定により支給されるべき給料月額）から」と、「五十六号条例適用職員給料規定により」とあるのは「五十六号条例規定及び六十四号条例規定により」とする。

6 当分の間、企業局三号規程附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第三項の規定の適用については、同項中「という。」及び「とあるのは」とあるのは「給料月額から」とあるのは「給料月額（七十四号条例に基づく企業局三号規程第二條の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額にあつては、企業局九号条例規定及び企業局二号規程規定により支給されるべき給料月額）から」と、「七十四号条例適用職員給料規定により」とあるのは「企業局九号条例規定及び企業局二号規程規定により」とする。

7 当分の間、病院局三号規程附則第六項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第四項の規定の適用については、同項中「という。」及び「とあるのは」とあるのは「給料月額から」とあるのは「給料月額（特地勤務手当（九十九号条例第十三條第二項の規定による手当を含む。）、九十九号条例に基づく病院局三号規程第二條の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に

規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額にあつては、病院局九号条例規定及び病院局十号規程規定により支給されるべき給料月額）から」と、「九十九号条例適用職員給料規定により」とあるのは「病院局九号条例規定及び病院局十号規程規定により」とする。  
(人事課)

福島県条例第十二号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二土地の項中「480円」を「340円」に、「950円」を「670円」に、「4,400円」を「2,000円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
2 改正後の福島県行政財産使用料条例別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。  
(財産管理課)

福島県条例第十三号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例  
福島県市町村振興基金条例（昭和三十九年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「六十三億七千三百六十六万八千六百六十九円」を「六十三億八百二十万五千九百九十三円」に改める。

附則第三項を削る。  
附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。  
附則第五項から第八項までを削る。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(市町村財政課)

福島県条例第十四号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例  
福島県原子力発電所立地地域振興基金条例（昭和六十三年福島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「六十三億五千九百六十九万六千六百円」を「六十四億二千七百六十六万六千六百円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年三月三十一日までの間は、改正後の福島県原子力発電所立地地域振興基金条例第二条中「六十四億二千七万六千円」とあるのは、「六十三億千八百七万六千円」とする。  
(市町村財政課)

#### 福島県条例第十五号

##### 福島県民活動支援基金条例

###### (設置)

第一条 地域の諸課題の解決に向けた県民の自主的な活動を支援するために実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県民活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

###### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の歳出予算の定めるところによる。

###### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

###### (繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

###### (純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

###### (益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

###### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

###### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。

(文化振興課)

#### 福島県条例第十六号

福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例  
福島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年福島県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。  
(消費生活課)

#### 福島県条例第十七号

##### 福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）に基づき事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。

- 一 法第四十五条第一項の規定による報告の徴収
- 二 法第四十六条第一項の規定による立入検査及び質問
- 三 法第四十六条の二第一項の規定による命令
- 四 法第四十六条の二第二項の規定による損失の補償

###### 附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事又は地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為とみなす。  
(消費生活課)

#### 福島県条例第十八号

##### 福島県家庭用品品質表示法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。

- 一 法第四条第一項の規定による指示
- 二 法第四条第三項の規定による公表
- 三 法第十条第一項の規定による申出の受理
- 四 法第十条第二項の規定による調査
- 五 法第十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

###### 附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事若

しくは地方自治法第五十三條第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事等に對してなされた申出その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に對してなされた申出その他の行為とみなす。

（消費生活課）

**福島県条例第十九号**

**福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。

- 一 法第四十条第一項の規定による報告の徴収
- 二 法第四十一条第一項の規定による立入検査
- 三 法第四十二条第一項の規定による命令
- 四 法第四十二条第三項の規定による損失の補償

**附則**

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事又は地方自治法第五十三條第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為とみなす。

（消費生活課）

**福島県条例第二十号**

**福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例**

**第一条** 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

- 別表中二十一の項を二十五の項とし、二十の項を二十四の項とし、十九の項を二十三の項とし、同項の前に次のように加える。

二十一 法第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請者	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	三万三千元
---	------------------------	-------

二十二 法第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請者	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	二万円
--	--------------------------	-----

別表中十八の項を二十の項とし、三の項から十七の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 法第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請者	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	三万三千元
四 法第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請者	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	二万円

**第二条** 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中二十五の項を三十五の項とし、二十の項から二十四の項までを十項ずつ繰り下げ、十九の項を二十九の項とし、同項の前に次のように加える。

二十八 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
--	----------------------------	-----

別表中十八の項を二十七の項とし、同項の前に次のように加える。

二十六 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
--	------------------------------	-----

別表中十七の項を二十五の項とし、十六の項を二十四の項とし、同項の前に次のように加える。

別表中十七の項を二十五の項とし、十六の項を二十四の項とし、同項の前に次のように加える。		
---	--	--

二十三 法第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付手数料	三百円
---	-----------------------	-----

別表中十五の項を二十二の項とし、十四の項を二十一の項とし、同項の前に次のように加える。

二十 法第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	三百円
--	-------------------------	-----

別表中十三の項を十九の項とし、同項の前に次のように加える。

十八 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
---	------------------------	-----

別表中十二の項を十七の項とし、同項の前に次のように加える。

十六 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
---	--------------------------	-----

別表中十一の項を十五の項とし、十の項を十四の項とし、同項の前に次のように加える。

十三 法第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可証再交付手数料	三百円
--	-------------------	-----

別表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同項の前に次のように加える。

十 法第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可		三百円
-------------------------------	--	-----

く産業廃棄物収集運搬業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	証再交付手数料	
-----------------------------------	---------	--

別表中七の項を九の項とし、四の項から六の項までを二項ずつ繰り下げ、三の項を五の項とし、同項の前に次のように加える。

四 法第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	一般廃棄物処理施設の変更許可証再交付手数料	三百円
---	-----------------------	-----

別表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 法第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	一般廃棄物処理施設設置許可証再交付手数料	三百円
--	----------------------	-----

別表に次のように加える。

二十六 法第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録に係る登録証の再交付を受けようとする者	廃棄物再生事業者登録証再交付手数料	三百円
---	-------------------	-----

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十三年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

(一般廃棄物課)

福島県条例第二十一号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(平成十五年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」に改める。

第八条第一項中「第十二条第十項」を「第十二条第十三項」に改める。

第九条中「を保管しよう」を「の保管(規則で定めるものに限る。)をしよう」に改め、「ときは」の下に「、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の規

則で定める場合を除き」を加え、「その保管しよう」を「その保管しよう」に改め、同条第三号及び第四号中「保管する」を「保管をする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規則で定める場合において、自らその産業廃棄物の運搬を行うときに同項の保管をした事業者は、その保管をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、その保管をした場所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物の保管の場所の所在地

三 保管をした産業廃棄物の種類

四 保管をすることができ産業廃棄物の数量

五 その他規則で定める事項

第十條第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第三号及び」を「同項第三号又は」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第一号及び」を「同項第一号若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をした者について準用する。

第十條第一項中「前二条」を「第九条第一項並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第十條第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。

第十二條の二第十項」に改める。

第十三條第三項及び第二十五條第二項中「第十五條の二の五第一項」を「第十五條の二の六第一項」に改める。

第二十七條中「設置者」の下に「（法第十五條第四項に規定する産業廃棄物処理施設

について同条第一項の許可を受けた者を除く。）」を加え、「第十五條の二の二」を

「第十五條の二の三第一項」に、「第十五條の二の五第一項」を「第十五條の二の六第

一項」に改める。

第三十一條中「第十五條の二の五第三項」を「第十五條の二の六第三項」に改める。

第三十九條中「第十五條の二の五第一項」を「第十五條の二の六第一項」に、「第十

五條の二の二」を「第十五條の二の三第一項」に改める。

第五十八條ただし書中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

第七十二條第一号中「第九條」を「第九條第一項」に、「第十條」を「第十條第一項

若しくは第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第九條第二項の規定は、

この条例の施行の日以後に同条第一項の規則で定める場合において、同項に規定する

保管をした事業者について適用する。

(産業廃棄物課)

福島県条例第二十二号

福島県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

福島県妊婦健康診査支援基金条例(平成二十一年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第二十三号

福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「西会津町」を「西会津町 磐梯町」に、「小野町」を「小野町 新地町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第二十四号

福島県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の三のオ中「子ども」の下に「のみの保育を行う場合であつて、当該子どもを

加え、「行う場合」を「行うもの」に改め、同表の四のイ中「認定対象施設が幼稚園又

は幼保連携施設である場合であつて」を「三歳以上の子どもに対する食事の提供につい

ては」に、「ときは、この限りでない」を「ものとす」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第二十五号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十六号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、他の大学の医学を履修する課程への編入学に伴い在学している大学を退学したときを除く。

第七条第一号中「(対象医療機関)」を「(県内の医療機関)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部改正(平成二十二年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第七号第一号の項中「(対象医療機関)」を「(県内の医療機関)」に改める。

(地域医療課)

福島県条例第二十七号

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第二十八号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の四第二項第十号」の下に「又は第十一号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第二十九号

福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例(平成二十二年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第六号各号列記以外の部分の項中「若しくは県立病院」を「若しくは県立病院等」に改め、同項の前に次のように加える。

第一条	県立病院	県立病院等
第二条	同じ。( )	同じ。( )若しくは福島県厚生農業協同組合連合会が大熊町若しくは双葉町の区域に設置する病院(以下これらを「県立病院等」という。)

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第三十号

福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例

第一条 子宮頸がん予防ワクチン(ヒトパピローマウイルスワクチンをいう。)、ヒブワクチン(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチンをいう。)及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するために市町村が臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(設置)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(積立て)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(管理)

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

(地域医療課)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

(地域医療課感染・看護室)

**福島県条例第三十一号**

**福島県給水施設等条例の一部を改正する条例**

福島県給水施設等条例(昭和五十四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 罰則(第二十一条―第二十四条)」を「第五章 雑則(第二十一条―第六章 罰則(第二十一条―第二十一条)」に改める。

**第二十五条**」に改める。

第二十四条を第二十五条とし、第二十一条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

**第五章 雑則**

(事務処理の特例)

**第二十一条** 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務及びこの条例の施行のための規則に基づく事務は、白河市が処理することとする。

一 第三条の規定による確認

二 第四条第三項の規定による通知

三 第五条第一項の規定による届出の受理

四 第九条第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による届出の受理

五 第十一条の規定による届出の受理

六 第十二条第三項(第十七条第二項において準用する場合を含む。 )の規定による

届出の受理

七 第十三条(第十七条第二項において準用する場合を含む。 )の規定による届出の受理

八 第十四条の規定による届出の受理

九 第十五条の規定による届出の受理

十 第十八条第一項の規定による指示

十一 第十八条第二項の規定による指示

十二 第十九条の規定による命令

十三 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

十四 前条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県給水施設等条例(以下「改正後の条例」という。 )第二十一条各号に掲げる事務に係る改正前の福島県給水施設等条例(以下「改正前の条例」という。 )の規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者(以下「知事等」という。 )がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。 )前に改正前の条例の規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

**福島県条例第三十二号**

**福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例**

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十二年法律第四十八号。以下「法」という。 )に基づく事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が白河市以外の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第十条第一項及び第二項の規定による許可

二 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収

三 法第十九条の規定による命令及び許可の取消し

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者(以下「知事等」という。 )がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。 )前に法のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及

び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

福島県条例第三十三号

福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、水道法（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。

- 一 法第三十二条の規定による確認
- 二 法第三十三条第三項の規定による届出の受理
- 三 法第三十三条第五項の規定による通知
- 四 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による届出の受理
- 五 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による届出の受理
- 六 法第三十六条第一項の規定による指示（専用水道に係るものに限る。）
- 七 法第三十六条第二項の規定による勧告（専用水道に係るものに限る。）
- 八 法第三十六条第三項の規定による指示
- 九 法第三十七条の規定による命令（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）
- 十 法第三十九条第二項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

福島県条例第三十四号

福島県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県計量法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中十三の項を十九の項とし、十の項から十二の項までを六項ずつ繰り下げ、同表九の項中「の申請者」を「を受けようとする者」に、「一枚」を「二通」に改め、

同項を同表十五の項とし、同表八の項中「の申請者」を「を受けようとする者」に改め、同項を同表十四の項とし、同項の前に次のように加える。

十二 法第八十八条第五号ロに規定する知識経験を有する者の認定に係る試験を受けようとする者	一件につき二千五百円
十三 法第八十八条第五号ロに規定する知識経験を有する者の認定に係る試験の合格証の再交付を受けようとする者	一件につき三百円

第一条の表中七の項を十一の項とし、六の項を十の項とし、五の項を九の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 法第二十三条第一項の規定に基づく特定計量器の定期検査に係る合格の証明書の交付を受けようとする者	一通につき三百円
六 法第四十六条第一項の規定に基づく特定計量器の修理の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	一通につき三百円
七 法第五十一条第一項の規定に基づく特定計量器の販売の事業に係る届出の受理の証明書の交付を受けようとする者	一通につき三百円
八 法第七十一条第一項の規定に基づく特定計量器の検定に係る合格の証明書の交付を受けようとする者	一通につき三百円

第四条中「第一条の表十の項」を「第一条の表十六の項」に改める。  
別表四の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、別表四の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(商工総務課)

福島県条例第三十五号

福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

福島県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年福島県条例第七号）の一部を次のように

改正する。  
附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(雇用労政課)

福島県条例第三十六号

福島県工場立地法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下「法」という。）に基づく事務のうちに掲げる事務は、福島市及び白河市が処理することとする。ただし、当該事務に係る工場又は事業場の設置の場所が福島市又は白河市以外の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

- 一 法第六条第一項の規定による届出の受理
- 二 法第七条第一項の規定による届出の受理
- 三 法第八条第一項の規定による届出の受理
- 四 法第九条第一項及び第二項の規定による勧告
- 五 法第十条第一項の規定による命令
- 六 法第十一条第二項の規定による期間の短縮
- 七 法第十二条の規定による届出の受理
- 八 法第十三条第三項の規定による届出の受理

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては福島市又は白河市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、それぞれ福島市若しくは白河市の長がした処分その他の行為又はそれぞれ福島市若しくは白河市の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(企業立地課)

福島県条例第三十七号

福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。  
(手数料)

第十四条 短期大学校若しくは開発校の所定の訓練課程を修了した者又は短期大学校若しくは開発校を退学した者であつて、修了証明書、成績証明書その他の修業に係る証明書（以下単に「証明書」という。）の交付又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育に係る修了証若しくは同法別表第十八条第二十八号に掲げるガス溶接技能講習に係る同法第七十六条第二項に規定する技能講習修了証の再交付を受けようとするものは、手数料を納めなければならない。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第三十八号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表二の表3の項中「ファインセラミックス製品製造 石材施工」を「石材施工」に、「漆器製造 貴金属装身具製作」を「貴金属装身具製作」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第三十九号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二十四条を第二十五条とし、第三章中第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(証明書交付手数料)

第二十三条 短期大学の農学部を修了した者であつて修了証明書又は成績証明書の交付を受けようとするものは、証明書交付手数料を納めなければならない。

2 証明書交付手数料の額は、修了証明書又は成績証明書一通につき三百円とする。

3 証明書交付手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。



大会議室	
全 日	一、〇〇〇円

備考

- 1 設備使用料は、使用者が多目的ホール又は大会議室を使用する場合においてこの表に掲げる設備を使用するときに、基本使用料(改正後の条例別表の一の表に定める使用料をいう。)に加算する。
- 2 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間という。
- (1) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
- (2) 全日 午前九時から午後五時までの時間
- 3 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

(農業振興課研究技術室)

福島県条例第四十号

福島県就農支援資金等貸付金特別会計条例

(設置)

- 1 第一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号。以下「特別措置法」という。)
- 2 第二条第二項に規定する就農支援資金(以下単に「就農支援資金」という。)
- 3 及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号。以下「改正法」という。)
- 4 第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)
- 5 第二条の規定する農業改良資金(以下これらを「就農支援資金等」という。)
- 6 に係る経理を明確にするため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、福島県就農支援資金等貸付金特別会計を設置する(歳入及び歳出)

第二条 この特別会計においては、特別措置法第十九条第一項の規定による国からの借入金、就農支援資金等の貸付金の償還金、一般会計からの繰入金その他の収入をもってその歳入とし、就農支援資金の貸付金、就農支援資金の貸付金に係る国への償還金、改正法附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付金に係る国への償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(農業経済課金融共済室)

福島県条例第四十一号

福島県家畜商免許関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県家畜商免許関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第二号中「三千百円」を「三千四百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第四十二号

福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が白河市以外の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

- 一 法第四十八条第一項の規定による認可
- 二 法第四十八条第八項において準用する法第六条第三項の規定によるあっせん及び調停
- 三 法第四十八条第八項において準用する法第六条第四項の規定による意見の聴取及び調停案の作成

- 四 法第四十八条第八項において準用する法第六条第五項の規定による勧告
- 五 法第四十八条第九項において準用する法第七条第五項の規定による援助
- 六 法第四十八条第九項において準用する法第八条第一項の規定による決定及び通知
- 七 法第四十八条第九項において準用する法第八条第二項の規定による調査の依頼
- 八 法第四十八条第九項において準用する法第八条第六項の規定による公告及び縦覧
- 九 法第四十八条第九項において準用する法第九条第二項の規定による意見の聴取及び決定

- 十 法第四十八条第九項において準用する法第九条第四項の規定による却下
- 十一 法第四十八条第十項(法第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)
- 十二 法第四十八条第十項(法第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)
- 十三 法第四十九条第一項の規定による認可
- 十四 法第五十二条第一項(法第九十六条において準用する場合を含む。)
- 十五 法第五十二条第九項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準用する場合を含む。)
- 十六 法第五十二条の二第二項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準用する場合を含む。)
- 十七 法第五十二条の二第三項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準用する場合を含む。)
- 十八 法第五十二条の二第四項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準

用する場合を含む。)において準用する法第八条第六項の規定による公告及び縦覧  
十九 法第五十二条の第三第二項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準  
用する場合を含む。)において準用する法第九条第二項の規定による意見の聴取及  
び決定

二十 法第五十二条の第三第二項(法第五十三条の四第二項及び第九十六条において準  
用する場合を含む。)において準用する法第九条第四項の規定による却下

二十一 法第五十三条の四第一項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の  
規定による認可

二十二 法第五十四条第三項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の規定  
による届出の受理

二十三 法第五十四条第四項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の規定  
による公告

二十四 法第五十四条第五項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の規定  
による通知

二十五 法第五十七条の第二第一項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の  
規定による認可(土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第四十  
七条第一号に掲げる施設に係るものに限る。)

二十六 法第五十七条の第二第三項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の  
規定による認可(土地改良法施行規則第四十七条第一号に掲げる施設に係るもの  
に限る。)

二十七 法第五十七条の第二第四項(法第九十六条において準用する場合を含む。)の  
規定による公告

二十八 法第九十五条第三項において準用する法第七条第五項の規定による援助

二十九 法第九十五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による決定及び  
通知

三十 法第九十五条第三項において準用する法第八条第二項の規定による調査の依頼

三十一 法第九十五条第三項において準用する法第八条第六項の規定による公告及び  
縦覧

三十二 法第九十五条第三項において準用する法第九条第二項の規定による意見の聴  
取及び決定

三十三 法第九十五条第三項において準用する法第九条第四項の規定による却下

三十四 法第九十五条第三項において準用する法第十条第一項の規定による認可

三十五 法第九十五条第四項の規定による公告

三十六 法第九十五条の二第三項において準用する法第七条第五項の規定による援助

三十七 法第九十五条の二第三項において準用する法第八条第一項の規定による決定  
及び通知

三十八 法第九十五条の二第三項において準用する法第八条第二項の規定による調査  
の依頼

三十九 法第九十五条の二第三項において準用する法第八条第六項の規定による公告

#### 及び縦覧

四十 法第九十五条の二第三項において準用する法第九条第二項の規定による意見の  
聴取及び決定

四十一 法第九十五条の二第三項において準用する法第九条第四項の規定による却下

四十二 法第九十五条の二第三項において準用する法第十条第一項の規定による認可

四十三 法第九十七条第六項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による意見の聴取及び指示

四十四 法第九十八条第六項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による裁決

四十五 法第九十八条第八項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による認可

四十六 法第九十八条第九項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による意見の聴取

四十七 法第九十八条第十項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による公告

四十八 法第九十九条第一項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定  
による認可

四十九 法第九十九条第四項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴  
取

五十 法第九十九条第五項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦  
覧

五十一 法第九十九条第六項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による通知

五十二 法第九十九条第八項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による決定

五十三 法第九十九条第十項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴  
取

五十四 法第九十九条第十二項(法第九十一条において準用する場合を含む。)及び第  
百十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告

五十五 法第一百零一条第一項(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規  
定による認可

五十六 法第一百零一条(法第九十一条において準用する場合を含む。)の規定によ  
る許可

五十七 法第一百三十一条の二第二項の規定による届出の受理(法第二章第四節の規  
定に係るものを除く。)

五十八 法第一百三十一条の二第二項の規定による公告

五十九 法第二百二十二条第二項ただし書の規定による許可（第十二号、第三十五号、第四十七号及び第五十四号に掲げる事務（法第一百一十一条において準用する法第九十八条第十項及び法第百条第二項（法第百十一条において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条第十二項の規定による公告を除く。）に係るものに限る。）

六十 法第二百二十五条の二の規定による意見の聴取

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農村計画課）

**福島県条例第四十三号**

**福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例**

福島県土地改良施設条例（昭和四十年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表農業用利水ダム施設の項に次のように加える。

滝川ダム	双葉郡富岡町大字上手岡字片倉、字沢山
------	--------------------

**附 則**

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（農地管理課）

**福島県条例第四十四号**

**福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「桑折町」を「桑折町 大玉村」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処

分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては大玉村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、大玉村長がした処分その他の行為又は大玉村長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（土木総務課用地室）

**福島県条例第四十五号**

**福島県屋外広告物許可申請等手数料条例及び福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例**

（福島県屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正）

**第一条** 福島県屋外広告物許可申請等手数料条例（昭和三十六年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「又は条例」を「若しくは条例」に改め、「とき」の下に「又は同条第四項の証明書を交付するとき」を加え、「又は屋外広告物講習会受講手数料」を「若しくは屋外広告物講習会受講手数料又は屋外広告物講習会受講証明書交付手数料」に、「単に」を「これらを」に改める。
- 第二条に次の一項を加える。

4 屋外広告物講習会受講証明書交付手数料の額は、一通につき三百円とする。

**第二条** 福島県屋外広告物条例の一部改正

（福島県屋外広告物条例の一部改正）

- 第三条第八号中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改める。
- 第二十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 第一項の講習会の受講に係る証明書の交付を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、屋外広告物講習会受講証明書交付手数料を納付しなければならない。

**附 則**

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第二条中第三条第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（都市計画課）

**福島県条例第四十六号**

**福島県営住宅等条例の一部を改正する条例**

**第一条** 福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 特別県営住宅の管理（第三十八条―第四十六条）」を「第四章 第五章

特別県営住宅の管理（第三十八条―第四十六条）に、

「第四十七条―第五十四条」を「第五十三条」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十七条―第五十四条」を「第五十一条」に、「第六章」を「第七章」に、「第五十五条―第五十七条」を「第六十二条―第六十四条」に、「第七章」を「第八章」に、「第五十八条―第六十一条」を「第六十五条―第六十八条」に改める。

第一条中「特別県営住宅」の下に、「準県営住宅」を加える。

第二条第七号中「特別県営住宅」の下に、「準県営住宅」を加え、「及び特別県営住宅」を「特別県営住宅及び準県営住宅」に、「又は特別県営住宅」を「特別県営住宅又は準県営住宅」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「県営住宅住戸改善事業」を「県営住宅等住戸改善事業」に改め、「の県営住宅」の下に、「特別県営住宅及び準県営住宅」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 準県営住宅 県が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき特定公共賃貸住宅として建設した住宅及びその附帯施設で、低額所得者に賃貸するためのものをいう。

第三条第一項中「及び特別県営住宅」を「特別県営住宅及び準県営住宅」に改める。

第五条第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項（第五十三条で準用する場合を含む。）」に改める。

第十三条第二項中「県営住宅住戸改善事業」を「県営住宅等住戸改善事業」に改める。

第三十九条第四号中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項（第五十三条で準用する場合を含む。）」に改める。

第四十六条中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第六十一条を第六十八条とし、第五十八条から第六十条までを七条ずつ繰り下げる。第七章を第八章とする。

第六章中第五十七条を第六十四条とする。

第五十六条第三号中「収納」の下に「の補助」を加え、同条を第六十三条とする。

第五十五条中「知事は、県営住宅等及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」を「県営住宅等及び共同施設であつて、福島市、二本松市、郡山市、須賀川市、会津若松市、喜多方市及びいわき市の区域に位置するものの管理」に、「対し、その管理を行わせることができる」を「行わせるものとする」に改め、同条を第六十二条とする。

第六章を第七章とする。

第五十四条中「第五十一条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、第五章中同条

を第六十一条とする。

第五十三条第一項第二号中「第四十七条」を「第五十四条」に改め、同条を第六十条とする。

第五十二条を第五十九条とする。

第五十一条第二項中「第五十三条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十条を第五十七条とする。

第四十九条第一項中「第四十七条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十八条を第五十五条とする。

第四十七条中「又は特別県営住宅」を「特別県営住宅又は準県営住宅」に改め、同条を第五十四条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 準県営住宅の管理

（入居者の資格等）

第四十七条 準県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（政令第六条第一項に規定する者にあつては、第二号から第六号まで）のすべてを具備する者とする。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

二 その者の収入がア又はイに掲げる場合に應じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合であつて政令第六条第四項に規定するもの 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令第六条第五項第一号に規定する金額

イ アに掲げる場合以外の場合 政令第六条第五項第三号に規定する金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること。

四 県税を滞納していないこと。

五 過去の入居者等が入居しようとする者である場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該過去の入居者等が当該県営住宅等に入居し、又は同居していた期間に係る第十四条第一項又は第四十二条第一項（第五十三条で準用する場合を含む。）の家賃が滞納されていないこと。

六 その者又はその者が準県営住宅で同居しようとする親族が暴力団員等でないこと。

（収入超過者に対する措置等）

第四十八条 準県営住宅の入居者は、当該準県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において前条第二号ア又はイに掲げる場合に應じそれぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のあるときは、当該準県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

第四十九条 知事は、準県営住宅の入居者が当該準県営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令第九条第一項に規定する額を超える収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該準県営住宅の明渡しを請求

することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該準県営住宅を明け渡さなければならない。

**第五十条** 知事は、準県営住宅の入居者が当該準県営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第四十七条第二号ア又はイに掲げる場合に応じそれぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者に対する他の適当な住宅への入居のあつせんその他のその者の入居している準県営住宅の明渡しを容易にするための措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、当該準県営住宅の入居者が県営住宅及び準県営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(収入状況の報告の請求)

**第五十一条** 知事は、第五十三条で準用する第十一条第一項、第二十一条若しくは第二十三条第一項の規定に基づく家賃の決定、第五十三条で準用する第十三条第一項の規定による敷金の免除及び徴収の猶予、第五十三条で準用する第十五条第二項の請求又は前条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、準県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者に報告を求めることができる。

(災害等による移転の際の家賃の特例)

**第五十二条** 知事は、準県営住宅又は共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続き管理することが不相当であると認める場合であつて当該準県営住宅の入居者を他の県営住宅又は準県営住宅に入居させるときにおいて、当該入居者が新たに入居する県営住宅又は準県営住宅の家賃が、当該入居者が入居していた準県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、次条で準用する第十一条第一項、第二十一条又は第二十三条第一項の規定にかかわらず、新たに入居する県営住宅又は準県営住宅の家賃の額から従前の準県営住宅の最終の家賃の額を控除した額に政令第十一条の表の上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ同表下欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

(準用)

**第五十三条** 第四条、第六条から第十条まで、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条まで、第二十七条、第二十八条、第四十二条、第四十四条並びに第四十五条第一項及び第二項の規定は、準県営住宅について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項	法第二十二條第一項に規定する事由がある場合において特定のもの	災害その他規則で定める特別の事由がある者で準県営住宅に入居させることが適当であると認めるもの
第七條第三項	県営住宅入居資格（第五條第一項）	準県営住宅入居資格（第四十七條）
第七條第四項	県営住宅入居資格	準県営住宅入居資格
第八條第一項	前條	第五十三條で準用する前條
第八條第二項	前條第三項又は第四項	第五十三條で準用する前條第三項又は第四項
第十條第三項	県営住宅入居資格	準県営住宅入居資格
第十條第一項第二号	第十五條第一項	第五十三條で準用する第十五條第一項
第十一條第一項	次條第二項 同條第三項 第二十條	第五十三條で準用する次條第二項 第五十三條で準用する次條第三項 第五十三條で準用する第二十條
	政令第二條に規定する方法により算出した額	政令第二條第二項に規定する家賃算定基礎額に準県営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第八條に規定する公示価格その他

第十五条第三項	第十五条第二項	第十一条第二項	第六條	法第三十四條	次条第一項	次条第二項	第十三条第一項各号	第二十三條第二項若しくは第二十八條第一項若しくは	の土地の価格を勘案して ○・七以上一・六以下で市 町村ごとに規則で定める数 値のうち、当該準県営住宅 の存する市町村に係るもの 当該準県営住宅（その準県 営住宅が共同住宅である場 合にあつては、当該準県営 住宅の共用部分以外の部分 に限る。）の床面積の合計 を六十五平方メートルで除 した数値、準県営住宅の構 造ごとに建設時からの経過 年数に応じて一以下で規則 で定める数値のうち、当該 準県営住宅に係るもの及び 第十一条第三項に規定する 規則で定める数値をそれぞ れ乗じて得た額（当該額が 近傍同種の住宅の家賃の額 を超える場合にあつては、 近傍同種の住宅の家賃の額）
第十五条第三項	第十五条第二項	第十一条第二項	第六條	法第三十四條	次条第一項	次条第二項	第十三条第一項各号	第二十三條第二項若しくは第二十八條第一項若しくは	の土地の価格を勘案して ○・七以上一・六以下で市 町村ごとに規則で定める数 値のうち、当該準県営住宅 の存する市町村に係るもの 当該準県営住宅（その準県 営住宅が共同住宅である場 合にあつては、当該準県営 住宅の共用部分以外の部分 に限る。）の床面積の合計 を六十五平方メートルで除 した数値、準県営住宅の構 造ごとに建設時からの経過 年数に応じて一以下で規則 で定める数値のうち、当該 準県営住宅に係るもの及び 第十一条第三項に規定する 規則で定める数値をそれぞ れ乗じて得た額（当該額が 近傍同種の住宅の家賃の額 を超える場合にあつては、 近傍同種の住宅の家賃の額）

第二十三條第一項	第二十二條	第二十一條	第二十條第一項及び第二項	第二十一條	第二十一條	第二十條第一項	第十二條第二項	第二項	十八條第一項若しくは第二項
第二十三條第一項	第二十二條	第二十一條	第二十條第一項及び第二項	第二十一條	第二十一條	第二十條第一項	第十二條第二項	第二項	十八條第一項若しくは第二項
第二十三條第一項及び第二十一條	法第二十九條第一項の規定による請求を受けた高額所得者	政令第八條第二項に規定する方法により算出した額	政令第八條第二項	政令第八條第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、第五十三條で準用する第十一條第四項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額から第五十三條で準用する第十一條本文の規定による家賃の額を控除した額と同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第五十三條で準用する第十一條第一項本文の規定による家賃の額を加えた額	政令第八條第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、第五十三條で準用する第十一條第四項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額から第五十三條で準用する第十一條本文の規定による家賃の額を控除した額と同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第五十三條で準用する第十一條第一項本文の規定による家賃の額を加えた額	政令第八條第二項	第十二條第二項	第二項	十八條第一項若しくは第二項
第二十三條第一項及び第二十一條	当該高額所得者	政令第八條第二項に規定する方法により算出した額	政令第八條第二項	政令第八條第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、第五十三條で準用する第十一條第四項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額から第五十三條で準用する第十一條本文の規定による家賃の額を控除した額と同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第五十三條で準用する第十一條第一項本文の規定による家賃の額を加えた額	政令第八條第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、第五十三條で準用する第十一條第四項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額から第五十三條で準用する第十一條本文の規定による家賃の額を控除した額と同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第五十三條で準用する第十一條第一項本文の規定による家賃の額を加えた額	政令第八條第二項	第十二條第二項	第二項	十八條第一項若しくは第二項

第二十三条第二項	法第二十九条第一項	第四十九条第一項
高額所得者	者	
第二十三条第三項	第十三条第一項及び第十四条第三項	第五十三条で準用する第十三条第一項及び第十四条第三項
第二十八条第一項	法第三十二条第一項第一号	第五十三条で準用する第四十五条第一項第一号
第二十八条第二項	法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったとき又は第二十三条の第二第一項	第五十三条で準用する第四十五条第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項
第四十二条第一項	第四十六条で準用する第十条第三項	第五十三条で準用する第十条第三項
第四十二条第一項第一号	第四十五条第一項各号	第五十三条で準用する第四十五条第一項各号
第四十二条第一項第二号	第四十六条で準用する第二十七条第一項	第五十三条で準用する第二十七条第一項
第四十五条第一項第四号	前条第一項から第八項	第五十三条で準用する前条第一項から第八項

別表第一の一の表福島県営上山団地の項を削り、別表第一に次のように加える。

三 準県営住宅

名	称	位 置
福島県営荒井団地		福島市

第二条 福島県営住宅等条例の一部を次のように改正する。  
目次中「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

第六十八条を第六十九条とし、第六十七条を第六十八条とし、第六十六条の次に次の一条を加える。

(県営住宅等家賃等証明書交付手数料)

第六十七条 県営住宅等の家賃又は駐車場の使用料の額その他県営住宅等の入居等に係る証明書の交付を受けようとする県営住宅、特別県営住宅又は準県営住宅の入居者(第三十条第一項の許可を受けた社会福祉法人等を含む。)又は入居していた者は、県営住宅等家賃等証明書交付手数料を納めなければならない。

2 県営住宅等家賃等証明書交付手数料の額は、一通につき三百円とする。

3 県営住宅等家賃等証明書交付手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

4 知事は、県営住宅、特別県営住宅又は準県営住宅の入居者が第十三条第一項(第四十六条及び第五十三条において準用する場合を含む。)の規定により、当該県営住宅等の家賃の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予を受けているときは、規則で定めるところにより、当該県営住宅等に係る県営住宅等家賃等証明書交付手数料の全部を免除することができる。

附則

この条例中第一条の規定は平成二十三年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。ただし、第一条中第五十五条の改正規定(同条を第六十二条とする部分を除く。)、第五十六条の改正規定(第三号中「収納」の下に「の補助」を加える部分に限る。)及び別表第一の一の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第四十七号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業職員定数条例(平成十六年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八九九人」を「七百八十九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(病院総務課)

福島県条例第四十八号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、一四七人」を「六、〇九二人」に、「五、五六八人」を「五、一六八人」に、「二二、六八五人」を「二二、六六〇人」に、「一一、七五〇人」を「一一、七三六人」に、「一九、二二九人」を「一九、一四九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第四十九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「派遣職員には」の下に、「人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとし、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内の割合」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文に」を「前項に」に、「前項本文の」を「同項の」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

福島県条例第五十号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一五五人」を「一一六人」に、「一、八八六人」を「一、八九二人」に、「九八八人」を「九九一人」に、「五一五人」を「五二三人」に、「三、七四六人」を「三、七五四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第五十一号

福島県暴力団排除条例

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策(第七条―第十四条)

第三章 県の事務及び事業における措置(第十五条―第十八条)

第四章 少年の健全な育成を図るための措置(第十九条―第二十一条)

第五章 事業者による利益の供与の禁止等(第二十二条―第二十八条)

第六章 特定事業者からの暴力団の排除(第二十九条―第三十一条)

第七章 義務違反者に対する措置(第三十二条―第三十六条)

第八章 雑則(第三十七条・第三十八条)

第九章 罰則(第三十九条・第四十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、県民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(公安委員会規則で定める者を除く。)をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- 五 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により県民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- 六 県民等 県民及び事業者をいう。
- 七 少年 二十歳未満の者をいう。
- 八 関係団体等 法第三十二条の二第一項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者(以下「県暴力追放運動推進センター」という。)その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体及び暴力団の排除に関し県と連携する国の機関をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、県、市町村、県民等及び関係団体等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとより、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市町村、関係団体等及び他の都道府県との連携に努めるものとする。

(県民等の責務)

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、

相互の連携を図って行うとともに、県及び関係団体等が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

2 県民等は、暴力団員等による不当な要求行為があった場合には、県及び関係団体等の協力を得て、その排除に努めなければならない。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県にその情報を提供するよう努めなければならない。

(暴力団との関係の遮断)

第六条 県民は、暴力団と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、暴力団との一切の関係を断ち、暴力団を利することのないよう努めなければならない。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(推進体制の整備)

第七条 県は、市町村、県民等及び関係団体等と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町村、県民等及び関係団体等と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(訴訟の支援)

第九条 県は、暴力団事務所(暴力団事務所として使用するために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。)の使用の差止め請求、暴力団員等による不法行為の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、助言、県暴力追放運動推進センターの紹介その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団からの離脱の促進)

第十条 県は、事業者及び県暴力追放運動推進センターその他の団体と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱の促進及び社会経済活動への参加の援助をするため、就労の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、暴力団の排除の重要性についての県民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の活動実態の県民等への周知その他の広報活動及び暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

(市町村への協力)

第十二条 県は、市町村において地域の実情に応じた暴力団の排除に関する施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うもの

とする。

(情報提供)

第十三条 警察本部長は、暴力団の排除に資するため、公安委員会規則で定めるところにより、県の各執行機関、市町村、県民等及び関係団体等に対し、暴力団及び暴力団員等に関する情報を提供することができる。

2 警察本部長は、暴力団の排除に資する情報が、他の機関の所掌に係る情報であるときは、速やかに、その情報を当該他の機関に通知するものとする。

(保護措置)

第十四条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動を行う者が安心してその活動に取り組むことができるよう、その者の安全の確保に配慮しなければならない。

2 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだことにより暴力団から被害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護、必要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 県の事務及び事業における措置

(不当な要求行為に対する措置)

第十五条 県は、職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、不当な要求行為に対する対応方針等の策定その他の不当な要求行為に対する必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事等における措置)

第十六条 県は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。)の交付その他の県の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。次条において同じ。)の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(不当な要求についての報告等)

第十七条 事業者は、公共工事等に係る契約(下請の契約その他の当該公共工事等の契約に係る契約を含む。)の履行に当たって、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに知事に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。

(県の施設の使用における措置)

第十八条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(次項において「知事等」という。)は、同法第二百四十四条第一項の規定により設置した公の施設(会議場、集会場、広場その他これらに類するものに限る。以下単に「公の施設」という。)が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、当該公の施設の使用の許可又は承認をしないことができるものとする。

2 知事等は、公の施設の使用の許可又は承認をした後においても、当該公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、当該使用の許可又は承認を取り消すことができる。

**第四章 少年の健全な育成を図るための措置**  
(少年に対する教育等)

**第十九条** 県は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 少年の育成に携わる者は、少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないよう、少年に対する指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めなければならない。

**第二十条** 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に少年を立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的をもって、当該少年に対し、つきまとい、又は連続して、電話をかけ、若しくは電子メールを送信してはならない。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

**第二十一条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館

四 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

六 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

七 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十六条に規定する少年鑑別所

八 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所

九 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第六十七号)第十一条第一項第一号の規定により設置された施設

十 福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)第二条の表に掲げる福島県自然の家

十一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

十二 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内に存在することとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

3 県は、第一項の規定の適用を除外され、同項に規定する区域内に存在する暴力団事務所について、市町村と連携し、その撤去に向けた活動を促進するものとする。

**第五章 事業者による利益の供与の禁止等**  
(暴力団の利用の禁止等)

**第二十二条** 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の威力を利用する目的で当該事業活動に暴力団員等を従事させてはならない。

(利益の供与の禁止等)

**第二十三条** 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者(以下「指定者」という。)に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動を行うに当たつて、暴力団員等又は指定者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その事業活動を行うに当たつて、暴力団員等又は指定者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、暴力団員等又は指定者に対し、情を知つて、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止)

**第二十四条** 暴力団員等は、情を知つて、事業者から前条第一項若しくは第二項に規定する利益の供与を受け、又は事業者と同条第一項若しくは第二項に規定する当該暴力団員等に係る指定者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知つて、事業者から前条第三項に規定する利益の供与を受け、又は事業者と同項に規定する当該暴力団員等に係る指定者に対する利益の供与をさせてはならない。

3 暴力団員等は、情を知つて、事業者に対し、前条第四項に規定する取扱いをさせてはならない。

(契約時における措置等)

3 暴力団員等は、情を知つて、事業者に対し、前条第四項に規定する取扱いをさせてはならない。

**第二十五条** 事業者は、その事業活動に係る契約の内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の当該契約に係る者が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る契約を書面により締結する場合において、当該契約の内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定により契約を締結した場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等に係る措置)

**第二十六条** 県内に所在する不動産（以下単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

4 前項第二号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の措置)

**第二十七条** 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守のために必要な助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

(建設工事に係る措置)

**第二十八条** 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者（以下単に「建設業者」という。）は、同条第一項に規定する建設工事（修繕に係るものを除く。以下単に「建設工事」という。）に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の対象となる物（以下「物件」という。）が暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 建設業者は、自己が建設工事をしようとしている物件が暴力団事務所の用に供され

ることとなることを知って、当該建設工事に係る契約をしてはならない。

3 建設業者は、当該建設工事に係る契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事に係るものを除く。以下同じ。）において、当該物件が暴力団事務所の用に供されるものであることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

4 建設業者は、前項の規定により契約を締結した場合において、契約後又は工事着手後に、その相手方が当該物件を暴力団事務所の用に供するものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

**第六章** 特定事業等からの暴力団の排除

(特定事業からの排除)

**第二十九条** 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業を営む者、冠婚葬祭業を営む者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第二項に定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営む者並びにゴルフ場の営業を営む者（以下「特定事業者」という。）は、広間、ホール、客室その他の設備又はゴルフ場の施設（以下「設備等」という。）が暴力団の活動に利用されることを知って、当該設備等を使用させる契約をしてはならない。

2 特定事業者は、暴力団の排除に係る看板又は貼り札の掲示その他の方法により、設備等が暴力団の活動に使用されないよう努めなければならない。

(祭礼等からの排除)

**第三十条** 祭礼、花火の大会、興行その他の公共の場所に多数の人が一時的に集合する行事の主催者（その委任を受けた者を含む。以下「行事主催者」という。）は、当該行事に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用すること。

二 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、その者を当該行事に関与させること。

三 露店を出そうとする者が暴力団員等であることを知りながら、その者に露店を出させること。

2 行事主催者は、その者の主催する当該行事からの暴力団の排除に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定区域からの排除)

**第三十一条** 警察本部長は、繁華街のうち公安委員会規則で指定する区域において、暴力団の排除のための活動を促進するため、暴力団の活動の実態に応じ、必要な体制を整備するものとする。

**第七章** 義務違反者に対する措置

(調査)

**第三十二条** 公安委員会は、第二十条、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一

項又は第三十条第一項の規定に違反する行為をした疑いがある者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

**第三十三条** 公安委員会は、暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をした疑いがあるとき、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所立ち入り、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勸告)

**第三十四条** 公安委員会は、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該各項の規定に違反する行為をするおそれその他の暴力団の排除に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勸告をすることができる。

(命令)

**第三十五条** 公安委員会は、第二十条第一項又は第二項の規定に違反した暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反行為を中止することを命ずることができ。

2 公安委員会は、前項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(公表)

**第三十六条** 公安委員会は、第三十二条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくて当該説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、第三十三条第一項の規定による立入検査を正当な理由がなくて拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は第三十四条の規定により勸告を受けた者が正当な理由がなくて当該勸告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、第三十四条に規定する勸告に係る違反行為が著しく暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき、前項の規定にかかわらず、公安委員会規則で定めるところにより、当該勸告をした旨を公表することができる。

3 公安委員会は、前二項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該各項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

第八章 雑則

(適用上の注意)

**第三十七条** この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

**第三十八条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第九章 罰則

**第三十九条** 第二十一条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十五条第一項の規定による命令(第二十条第一項の規定の違反に係るものに限る。)に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第三十五条第一項の規定による命令(第二十条第二項の規定の違反に係るものに限る。)に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき、法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第二十一条第一項の規定は、適用しない。ただし、その施行の際、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、その施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

(組織犯罪対策課)

福島県条例第五十二号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十二條ただし書中「当該」を「当該」に改め、「第十六条のパーキング・メーター作動等手数料にあつてはパーキング・メーターを作動させようとする際又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際に」を削る。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(交通規制課)

